

(お知らせ)

令和8年9月29日
防 衛 省

インドネシア共和国における国際緊急援助活動の終結について

- 1 インドネシア共和国で深刻な被害が生じている山林火災に関し、本年8月28日、外務大臣から国際緊急援助活動の実施について協議があり、防衛大臣から、統合作戦司令官に対し、インドネシア共和国における国際緊急援助活動の実施を命じました。
- 2 本命令を受け、9月16日以降、カリマンタン島において、陸上自衛隊CH-47輸送ヘリコプターが消火活動を実施しました。
- 3 今般、インドネシア政府から、自衛隊の消火活動が山林火災の火勢の拡大防止に寄与し、今後はインドネシア政府により対処が可能である旨日本側に伝えられ、自衛隊によるこれまでの支援に対する高い評価と謝意が示されました。
- 4 8月28日から実施しているインドネシア共和国における国際緊急援助活動について、インドネシア政府との協議の結果を踏まえ、本日、防衛大臣から統合作戦司令官に対し、国際緊急援助活動の終結を命じました。本日計画している消火活動をもって部隊は現地での活動を終了し、準備が整い次第、本邦へ帰国する予定です。